

令和2年 著作権法等 の改正情報

2021年6月25日
Rita特許事務所
野中 剛

令和2年 改正情報

1 インターネット上の海賊版対策の強化

1.1 リーチサイト対策

1.2 侵害コンテンツのダウンロード違法化

2 その他の改正事項

2.1 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

2.2 行政手続に係る権利制限規定の整備

2.3 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入

2.4 著作権侵害訴訟における証拠収集手続きの強化

2.5 アクセスコントロールに関する保護の強化

2.6 プログラムの著作物に係る登録制度の整備

令和2年 改正情報

1.1.1 リーチサイト対策

侵害とみなす行為

送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であってその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するものの提供により侵害著作物等の他人による利用を容易にする行為であって、第1号に掲げるウェブサイト等において又は第2号に掲げるプログラムを用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
(著113条2項)

一 次に掲げるウェブサイト等

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

リーチサイト等を運営する行為等

令和2年 改正情報 1.1.2 リーチサイト対策

侵害とみなす行為(続き)

ニ 次に掲げるプログラム

イ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム

ロ イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該プログラムにより提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

リーチサイト等を運営する行為等

令和2年 改正情報

1.1.3 リーチサイト対策

侵害とみなす行為

- ・ 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行っている者又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行っている者が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であって、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。(著113条3項)
- ・ 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページの集合物をいう。(著113条4項)

リーチサイト等を運営する行為等

令和2年 改正情報

1.1.4 リーチサイト対策

罰則

- ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(著119条2項)
 - 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(著113条7項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)
 - 四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への知事を行った者
 - 五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行った者
 - 六 著113条5項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

罰則

- ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(著120条の2)
 - 三 著113条2項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

リーチサイト等を運営する行為等を、刑事罰の対象とする
リーチサイト: 侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト
侵害コンテンツ: 違法にアップロードされた著作物等

1.2.1 侵害コンテンツのダウンロード違法化

私的使用のための複製

- ・ 著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに順近い限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。(著30条1項)
- 四 著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合
- ・ 前項3号及び4号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。(著30条2項)

違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。

1.2.2 侵害コンテンツのダウンロード違法化

罰則

- ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(著119条3項)
 - 一 著30条1項に定める私的使用の目的をもって、録音録画有償著作物等の著作権を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者
 - 二 著30条1項に定める私的使用の目的をもって、著作物の著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行った者
- ・ 前項1号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行って著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。(著119条4項)
- ・ 3項2号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行って著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行った者を含むものと解釈してはならない。(著119条5項)

2.1 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

付随対象著作物の利用

- ・ 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為を行うに当たって、その対象とする事物又は音に付随して対象となる事物又は音に係る著作物は、当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(著30条の2 第1項)
- ・ 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。(著30条の2 第2項)

写り込みに係る権利制限規定について、
生配信やスクリーンショットを対象に含めるなど対象範囲の拡大を行う

2.2 行政手続きに係る権利制限規定の整備

裁判手続き等における複製

- ・ 次に掲げる手続きのために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。(著42条2項)
- 二 行政庁の行う品種に関する審査又は登録品種に関する調査に関する手続き
- 三 行政庁の行う特定農林水産物等についての特定農林水産物等の名称の保護に関する法律6条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法23条1項の指定に関する手続
- 五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして制令で定める手続

権利制限の対象となる行政手続として、現行法で対象とされている特許審査手続等に加え、種苗法・地理的表示(GI法)の審査等に関する手続を規定するとともに、これらに類する手続を政令で定めることができることとする。

2.3 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入

利用権の対抗力

- ・ 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。(著63条の2)

著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利について、その著作権等を譲り受けた者その他の第三者に対抗することができることとする。

2.4.1 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化

書類の提出等

- ・ 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立により、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。(著114条の3 第1項)
- ・ 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においても、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。(著114条の3 第2項)

令和2年 改正情報

2.4.2 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化

書類の提出等(続き)

- ・ 裁判所は、前項の場合において、1項本文の申立に係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる(著114条の3 第3項)
- ・ 裁判所は、2項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民訴法に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。(著114条の3 第4項)
- ・ 前各項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。(著114条の3 第5項)

裁判所は、書類の提出命令の要否を判断するために必要があると認めるときは、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができることとするとともに、当事者の同意を得て、専門委員(技術専門家)に対し、当該書類を開示することができることとする。

2.5.1 アクセスコントロールに関する保護の強化

定義

- ・ この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(著2条1項)
- 二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により、著17条1項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は著89条1項に規定する実演家人格権若しくは著89条6項に規定する著作隣接権(以下この号、著30条1項2号、著113条7項並びに著120条の2第1号及び第4号において「著作権等」という。)を侵害する行為の防止又は抑止をする手段であって、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を~~著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに~~記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送模試桑有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。
- 二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴を制限する手段であって、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を~~著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに~~記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線方法に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

2.5.2 アクセスコントロールに関する保護の強化

定義（続き）

- ・ この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（著2条1項）
- 二十二 権利管理情報 著17条1項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は著89条1項から4項までの権利に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるものをいう。
- イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報
 - ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報
 - ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

著作物等の不正使用を防止するためのアクセスコントロール技術について、最新の技術動向を踏まえて保護対象の明確化を行うとともに、これを回避する機能を有する不正なシリアルコード（ソフトウェアのライセンス認証等の際に入力する符号）の提供等を著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問いうるようにする。

2.5.3 アクセスコントロールに関する保護の強化

侵害とみなす行為

- ・ 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。(著113条7項)

罰則

- ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(著120の2)
- 四 著113条7項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

2.6.1 プログラムの著作物に係る登録制度の整備

プログラム登録に関する証明の請求

- ・ プログラム登録がされた著作物の著作権その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録された著作物であることの証明を請求することができる。(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律4条1項)
- ・ 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律4条2項)
- ・ 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律4条3項)

プログラムの著作物に関し、著作権者等の利害関係者が、自らの保有する著作物と登録されている著作物が同一であることの証明を請求出来ることとする。

2.6.2 プログラムの著作物に係る登録制度の整備

手数料

- ・ 指定登録機関がプログラム登録につき本法律4条1項又は著78条4項の規定による請求に基づき行われる事務を行う場合には、本法律4条3項又は著78条6項の規定は、適用しない。(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律26条)

国又は独立行政法人が登録を行う場合の手数料の免除規定を廃止することとする。